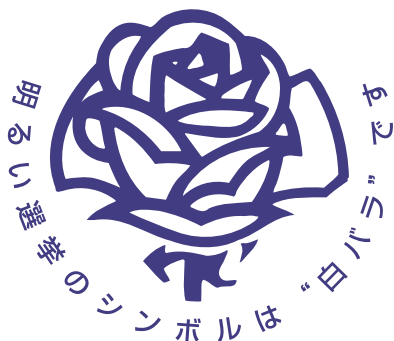




明るい選挙

平成24年3月(No.24)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)

ルールを守って明るい選挙

選挙違反は立派な「犯罪」＝候補者だけでなく有権者も対象者に＝

これは選挙違反です

◆買収

お金やモノを渡したり接待することで票を得ようとする。実際にお金を渡さなくても、約束するだけで違反になります。買収に応じたり、要求したりすれば、有権者の側も処罰されます。

◆選挙妨害

有権者や候補者への暴行・脅迫、集会や演説の妨害、選挙ポスターへのいたずら、候補者の経歴や職業に関し嘘の情報を流すなどの行為を行うこと。

◆利害誘導

有権者又は有権者と関係のある団体(会社、学校、寺社など)に対する寄附などの利害関係を利用して票を得ようとする。

◆戸別訪問

投票を依頼する、逆に投票しないように依頼する目的で戸別に訪問をすること。演説会の告知、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問にあたります。

◆投票に関する罪

投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をする、有権者ではないのに投票する、投票を偽造するなどの行為を行うこと。

政治家の寄附は禁止

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると罰せられます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

徹底しよう!『3ない運動』

政治家は有権者に寄附を
贈らない!

有権者は政治家に寄附を
求めない!

政治家から有権者への寄附は
受け取らない!

- ◎お歳暮やお年賀 ◎入学祝・卒業祝 ◎病院見舞い ◎お祭りへの寄附や差入れ
- ◎秘書等が代理で出席する場合の結婚祝い ◎落成式・開店祝いの花輪
- ◎秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典 ◎葬式の花輪・供花
- ◎自治会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- ◎地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ



もうひとつのない『棄権しない!』

投票は、投票日当日に指定の投票所で行うのが原則ですが、投票日に投票に行けない人のために、期日前投票、不在者投票、在外投票の制度があります。



期日前投票

投票日に、仕事や旅行など予定がある人や病気やケガなどで歩くことが困難な人などは、名簿登録されている市区町村の期日前投票所で、投票日前に投票をすることができます。

不在者投票

◆滞在地における不在者投票

選挙期間中、出張や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。(投票用紙の請求など事前の手続きが必要です。)

◆指定病院、施設などにおける不在者投票

病院や老人ホーム(都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。)などに入院、入所中の人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

◆郵便等による不在者投票

身体に一定程度をこえる重度の障害のある人は、自宅等において投票用紙に記入し、これを郵便等により送付することで、投票をすることができます。

郵便等投票ができる人は、「身体障害者手帳」か「戦傷病者手帳」または「介護保険被保険者証」の交付を受けていて障害等の程度が次のとおりの人です。(さらに一定の条件を満たす人は、代理投票もできます。)

なお、郵便等投票をするためには郵便等投票証明書が必要です。該当する人は早めに選挙管理委員会へお問合せください。

①身体障害者については

障 害	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
免疫、肝臓	○	○	○

②戦傷病者については

障 害	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹	○	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○

※○印の障害の程度に該当する人が郵便等投票できる人です。

③要介護者については 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人

在外投票

海外に居住している人も国政選挙(衆議院議員、参議院議員の選挙)で投票できる『在外選挙制度』があります。

在外投票をするには、在外公館(大使館・領事館)で在外選挙人名簿への登録申請が必要です。登録された人には、投票時に必要な「在外選挙人証」が交付されます。

*詳しくは、選挙管理委員会または在外公館へお問合せください。

◎問合せ先 選挙管理委員会事務局 ☎72-2111内線622